

# 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の 整備政省令の概要

# 平成29年1月1日施行分の整備政省令の概要

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行(平成29年1月1日施行)により、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能範囲の見直し等に伴い、所要の措置を定めたものである。

## 整備政省令の主な内容

### 【iDeCo適用拡大に伴う拠出限度額規定の改正】

- ・ 今回新たに適用を拡大する者について、拠出限度額を設定。

### 【企業型DCとiDeCoの同時加入が可能になることに伴う措置】

- ・ 企業型DCとiDeCoの同時加入が可能になることに伴い、所要の規定を整備。

例えば、老齢給付金の請求時における加入者等期間の取扱いについては、企業型DCとiDeCoの同時加入により別々のRK等で企業型と個人型の期間を保有する場合、両期間を合算した通算加入者等期間を用いて裁定することとされているため、請求を受けたRK等が他のRK等に請求者の必要な記録の提供を求めることを規定。

### 【脱退一時金規定の見直し】

- ・ 脱退一時金の請求要件の一つである年金資産額を25万円以下に設定。  
※ 改正法において、脱退一時金を請求できる者を国民年金の保険料免除者に限定。

### 【厚生労働省組織令の改正】

- ・ iDeCoの加入者の範囲の見直しに伴い、企業年金国民年金基金課の名称を企業年金・個人年金課に変更。

### 【その他の所要の措置】

- ・ 個人別管理資産の通知について、加入者等が同意した場合に限り、電磁的方法で代替可能である旨を規定。
- ・ 企業型DCの事業主に対し義務が課された規約の備置きについては、電磁的方法で代替可能である旨を規定。

# 平成30年1月1日施行分の整備政省令の概要

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行(平成30年1月1日施行)により、現行、月単位とされている掛金拠出に係る規制を年単位とすることに伴い、所要の措置を定めたものである。

## 整備政省令の主な内容

### 【拠出方法】

- 改正後確定拠出年金法では、年1回以上、定期的に掛金を拠出することとされているが、具体的には、加入者期間の計算の基礎となる期間について、12月から翌年11月までを単位(拠出単位期間)として拠出するものとする。ただし、当該1年間を区分して、区分した期間(拠出区分期間)ごと、1年間に複数回拠出することができるものとする。
- 企業型年金加入者資格を喪失したときに、未拠出の期間がある場合は、事業主掛金については当該期間について拠出するものとし、企業型年金加入者掛金については当該期間について拠出することができるものとする。

### 【納付時期】

- 1月～12月

※ 原則、拠出単位期間(拠出区分期間)の最終月の翌月末日(加入者が資格喪失した場合は、資格喪失日の属する月の翌月末日)までに納付。

### 【拠出限度額】

- 拠出限度額は、拠出単位期間内の各月における拠出限度額を積み上げた額とする。ただし、拠出区分期間を設定した場合、拠出区分期間の最終月までの各月の限度額を合計した額から既拠出額を控除した額とする。
- 転職等により、別の企業型年金に加入した場合は、前の企業型年金における拠出限度額は引き継がないものとする。

### 【個人型年金加入者掛金に係る国民年金保険料未納の場合】

- 国民年金保険料未納期間における各月の限度額は0円として算出し、拠出単位期間(拠出区分期間)における限度額を超えた場合に還付を行う。
- 拠出単位期間(又は拠出区分期間)中に国民年金保険料の未納月が含まれる場合、拠出区分期間が未納月のみの場合は掛金拠出できないものとする。

# 公布2年内施行分の整備政省令における主な規定予定内容

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行(公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日から施行)により、簡易型DC等が創設されることに伴い、所要の措置を定めるものである。

## 改正DC法に基づき定める予定の政省令の主な内容

### 【簡易型DC】

- ・ 簡易型DCに係る事業主掛金の額の算定方法は定額(勤続年数等の資格に応じて階層化可能)によるものとする。
- ・ 簡易型DC実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者は一律に加入者の資格を有するものとする。
- ・ 簡易型DC導入時の必要書類を、規約案、厚年適用事業所証明、労働組合等の同意、労使協議経緯書等に限定。
- ・ 業務報告書の報告事項を他年金実施状況、厚年適用者数、指定運用方法選定状況(労使協議経緯を含む。)に限定。

### 【中小事業主掛金】

- ・ 個人型年金加入者掛金を拠出区分期間ごとに拠出する場合は中小事業主掛金も当該期間ごとにのみ拠出可能とする。  
※ 中小事業主掛金の額の算定方法は定額(勤続年数等の資格に応じて階層化可能)によるものとする。

### 【運用】

- ・ 運用の方法の数の上限を35本とする。
- ・ 運用の指図を行う対象ごとに商品提供数を数える。ただし、ターゲット・イヤーだけが異なる商品をまとめて1本と数える。
- ・ 指定運用方法の選定基準として、リスク・リターンとの関係が合理的であることを説明できること等を定める。
- ・ 加入者に提供しなければならない指定運用方法に関する情報として、指定運用方法の運用の結果につき、その責任は加入者本人に帰属する旨等を定める。

### 【ポータビリティ】

- ・ 企業年金制度(DC・DB)と中小企業退職金共済の間の資産移換の対象となる合併等は、事業再編(会社等における合併、分割、事業譲渡)により1つの中小企業に2つの異なる退職給付制度が併存することとなる場合とする。
- ・ DBから中小企業退職金共済に移換する者の移換額は、最低積立基準額(DB終了の場合は残余財産分配金)とする。
- ・ DC・中小企業退職金共済からDBに移換する際の期間通算は、現行のDB間ポータビリティの取扱いと同様とする。